

<お知らせ>

県発注工事（業務委託）に係る消費税率の取扱い及び入

札書提出の際の留意点について

県発注工事（業務委託）において、消費税は下記の取扱いとなります。

工期末（履行期限）が平成31年（2019年）10月1日以降の案件：10%
工期末（履行期限）が平成31年（2019年）9月30日以前の案件：8%

消費税法の改正に伴い、平成31年4月1日以降に契約を締結し、平成31年（2019年）10月1日以降に引き渡される場合、消費税率10%を適用するところですが、発注時点では工期末（履行期限）により消費税率を設定しています。

発注案件の消費税率については、指名競争入札案件であれば指名通知書の「その他」の記載を、一般競争入札案件であれば公告の「落札価格」の記載をご確認ください。

【10%案件の場合】

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札（参加）者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

【8%案件の場合】

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札（参加）者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。